平成２２年（フ）第５８６８号
大阪市西成区花園北２丁目７番３―310号
債務者　朝倉江理子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９５号
大阪市天王寺区玉造元町９番35―802号
債務者　鈴木ナルミこと　金　　海京
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１５号
大阪府高槻市登町13番22号
債務者　古川　敏枝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６１号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目７番14号
債務者　山本龍吉こと　李　　龍吉
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９６３号
大阪府東大阪市吉田８丁目１番29号
債務者　柿木　啓孝
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８９号
大阪市中央区島之内２丁目４番18号メゾンドピポアンヌ305号、事業所所在地大阪市中央区宗右衛門町２丁目23番地グリーハウス３階
債務者　わがままこと上山みどりこと　張　玉華
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３５号
大阪府寝屋川市成田町20番１―310号
債務者　リアルマインドプランニングオフィスこと　片岡　宏正
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７８号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ２―303号
債務者　東野事務所こと　東野　俊之
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７２号
大阪府八尾市西木の本２丁目52番地
債務者　井上　弘枝（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１９号
大阪府東大阪市友井５丁目２番50―608号
債務者　田中　隆三
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２３号
大阪市東住吉区桑津５丁目９番７号
債務者　中澤　信也
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２６号
大阪府東大阪市新庄２丁目14番14号
債務者　飯島　涼子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２８号
大阪府寝屋川市寿町15番９号
債務者　新開　次郎
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３４号
大阪府摂津市鶴野２丁目８番５―403号
債務者　岩本コトエ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８８号
大阪府吹田市青葉丘北14番10―101号
債務者　芳ヶ迫　仁
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６８号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―915号
債務者　武田　靖弘
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６９号
大阪市住之江区南港中３丁目３番31―915号
債務者　武田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８１９号
大阪市西成区鶴見橋３丁目３番23号
債務者　中村　正弘
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部